

## 公売保証金の納付方法（銀行振込など）

### ○1. 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前に KSI 官公庁オークションガイドライン、岡山市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) 銀行振込などで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行ってください。
- (3) 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要となります。必ず入札しようとしている公売物件の公売物件詳細画面より公売保証金の金額を確認した上で、以下の手続きを行ってください。

### ○2. 公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書の送付

- (1) 岡山市ホームページより「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」をダウンロードし、太枠内に記入、捺印してください。  
※「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入された住所(所在地)、氏名(名称)、電話番号、ID、メールアドレス、返還請求先の口座情報は、公売保証金の返還完了まで変更できませんのでご注意ください。
- (2) 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」には、買い受けを希望される物件の売却区分番号は必ず記入し、印鑑(捺印も忘れずに)を必ず押してください。
- (3) 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を下記送付先に書留郵便(簡易書留等)にて送付してください。

送付先 〒700-8554

岡山市北区大供一丁目2番3号

岡山市役所財政局収納課特別滞納整理係

### ○3. 公売保証金の納付

- (1) 岡山市は、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を受領した後、申込者のメールアドレスに電子メールを送信し、振込する口座情報などをお知らせします。
- (2) メールのご案内にしたがって、以下のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。(公売物件によっては利用できない方法もございます。)

※公売保証金は入札開始日の2開庁日前までに、岡山市が確認できるように納付してください。岡山市が納付を確認できない場合、入札することができません。

#### ア. 銀行振込による納付

公売保証金を振り込んだ日から、岡山市が納付を確認するまで3開庁日程度かかることがあります。

振込手数料は、公売参加申込者の負担となります。

#### イ. 現金書留の送付による納付(公売保証金が50万円以下の場合に限ります。)

※現金書留の郵送料などは、公売参加申込者の負担となります。

#### ウ. 現金又は銀行振出小切手の直接持参して納付

※銀行振出の小切手は、岡山手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。

※受付場所は、岡山市財政局収納課特別滞納整理係となります。

※受付時間は、午前9時から午後5時までです。(土・日・祝日・年末年始を除く)

- (3) 岡山市が公売保証金の納付を確認した後、参加申し込み完了(参加登録)の手続を行うと、入札することができるようになります。
- (4) 公売参加仮申し込みを行ったIDでログインした画面で、「参加申し込み・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

#### ○4. 公売物件が農地を含む場合

- (1) 公売物件が農地法上の農地を含む場合、都道府県知事などの発行する「買受適格証明書」を入札開始2開庁日前までに岡山市に提出してください。  
※公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出の両方を執行機関が確認した方のみ、公売参加申し込み完了となります。  
※「買受適格証明書」の発行手続については、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問合せください。

#### ○5. 公売保証金の返還

- (1) 落札者(最高価申込者)以外の方が納付した公売保証金は、入札期間終了後に返還します。この場合、返還まで入札終了後4週間程度かかることがあります。
- (2) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合、およびインターネット公売全体が中止となった場合、納付した公売保証金は中止後に返還します。この場合、返還まで公売中止後4週間程度かかることがあります。
- (3) 公売保証金が返還される場合は、あらかじめ指定した公売参加申込者名義の銀行口座へ、岡山市から振り込まれます。
- (4) 公売参加申し込み後、入札をしない場合には、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (5) 国税徴収法第108条第1項各号に該当する公売参加申込者の公売保証金は返還しません。